

記載例

第7号様式（第12条関係）

●●年 ●月 ●日

（宛先）川崎市長

本社所在地 川崎市川崎区▲▲町●番地

名称 □□□株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●● ●●

法人の場合は役職名も必ず
記載してください。

川崎市グローバル展開支援事業補助金事業実績報告書

●●年 ●月 ●日付け川崎市指令経経第●●号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が完了しましたので、川崎市グローバル展開支援事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

添付書類

- （1） 支払いを証する書類の写し
- （2） その他市長が必要と認めるもの

(3) 現地調査の場合

第7号様式の別紙（第12条関係）

事業報告書

該当事業を一つ選択してください。
二つの事業を実施した場合は、各事業ごとに
事業報告書を作成してください。

事業実績

対象事業 (該当事業に☑を記入)	(1) 国際的な電子商取引（越境 EC）の取組	<input type="checkbox"/>
	(2) 海外事業者とのオンライン商談等の取組	<input type="checkbox"/>
	(3) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	(4) 海外で開催される展示会等への出展	<input type="checkbox"/>
	(5) 海外展開に必要となる国際認証等の取得	<input type="checkbox"/>
事業名	ベトナムでの販路開拓のための渡航調査	
実施期間	令和5年7月10日～令和5年7月18日 (支払完了日:令和5年8月31日)	
実施場所	ベトナム	
実施内容	(事業計画書の内容と矛盾しないよう、実際に行った内容を記載してください。) ベトナムにおいて、●●市場の視察や大型商業施設●●の視察を行い、食品関連の市場調査を行った。また、現地企業●社と弊社の●●の製品について商談を行った。	
事業成果（当初見込んでいた効果と比べた成果等）	(実施結果、商談内容と今後の取引見込み、事業実施で見えてきた課題、今後の目標等を記載してください。) 現地の食品業界関係者から前向きな反応が多くあり、弊社製品はベトナムで比較的受け入れられやすいことがわかった。 多くの現地企業等と商談を行い、ビジネスパートナー候補を発掘することができた。 引き続きメール等でやりとりを行い、ベトナムでの代理店設置に向けた商談を進めていく予定。	
商談等の実績 (5)の場合を除く)	商談件数：●件 (うち継続案件件数：●件) (うち成約件数： 件) PV（ページビュー）数： PV	

日本の発着日を記載してください。帰国日までに経費の支払いが完了しなかった場合は、支払完了日を追記してください。

商談件数は名刺交換した件数を含みます

補助対象経費

(単位：円)

費目	項目・内容	金額（消費税抜額）
調査委託費	市場調査のコンサルティング費用	20,000円
通訳翻訳費	商談時の通訳費 (\$1=●●円換算)	50,000円 (\$●●)
航空費	ベトナムへの往復航空費	100,000円
外国語印刷物等の制作費	ベトナム語の企業紹介パンフレットの作成費	30,000円
補助対象経費合計 (A)		200,000円

外国語は英語または現地の公用語に限ります。

外貨建て支払いの場合は日本円と外貨を併記してください。支払日の為替レートも記載してください。

消費税抜額を記載してください。
航空費の燃油サーチャージ等及び海外現地税は対象に含まれます。

補助申請額

(単位:円)

補助対象経費 (A)	補助率	補助申請額 (A) × 2/3 と限度額のいずれか低い額
200,000 円	2/3	100,000 円

(千円未満切捨て)

**対象事業ごとの限度額の範囲内になっているか確認してください。
二つの事業を実施する場合は、各限度額の範囲内かつ合計 40 万円
(重点事業の場合は合計 50 万円)を限度額とします。**

交付決定金額以上の補助金の交付は出来ません

(対象事業ごとの限度額)

対象事業	限度額
(1) 国際的な電子商取引 (越境 EC) の取組	40 万円 (重点事業の場合は 50 万円)
(2) 海外事業者とのオンライン商談等の取組	20 万円 (重点事業の場合は 30 万円)
(3) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査	10 万円
(4) 海外で開催される展示会等への出展	20 万円 (重点事業の場合は 30 万円)
(5) 海外展開に必要となる国際認証等の取得	40 万円

- ※ 本補助金の交付は、補助対象期間内に一事業者あたり二つの事業までとします。
- ※ 二つの事業を実施する場合は、各限度額の範囲内かつ合計 40 万円 (重点事業の場合は合計 50 万円) を限度額とします。
- ※ 二つの事業を申請した場合は、各事業ごとに記載して提出してください。
- ※ 足りない場合は、行を増やしてお書きください。